

東海 の 古 代

第195号 2016年11月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

天孫降臨説話と倭建命の死

名古屋市 佐藤章司

日本神話の中心を為している「天孫降臨」説話は、実在した歴史的事実を語っている。以下はそう考える理由を『盗まれた神話 記・紀の秘密』（古田武彦著、朝日新聞社、昭和50年）をベースとして考察する。

また、ニニギの命の死と、倭建命の死の「崩」の表記や、葬送は補完し合っている。その考察結果を以下に記す。なお、本稿は『東海の古代』第194号（2016年10月）掲載の「神武天皇の熊野からの侵入譚の検証」の続編である。

なお、『古事記』の記事については、講談社学術文庫208『古事記(中)全訳注』（1980年、次田真幸編）から引用した。以下、講談社版古事記と記す。

1 天孫降臨説話

(1) 説話と遺跡の一致

A : 八尺の ^{やさか} 瓊・^{まがたま} 鏡・クサナギの剣をそえ～
 (略)～^{ひむか} 笠紫の日向の高千穂の久土布流多
^{あまふ} 氣に天降りましき。ここに天忍日命・天津
 久米命二人、天の石鞞を取り負ひ～その天
 忍日命、こは^{あまふ} 大伴連等の祖、天津久米命、こは
 久米直等の祖なり・・・(講談社版古事記)

上の文で天孫降臨地は「どこか？」を理解す

るポイントは、^{あまふ} 高天原から天降る先を笠紫の⇒
^{ひなた} 日向⇒高千穂⇒久土布流多氣(岳)と次第に絞
 り込んで特定していく表記になっていて、笠紫
 は筑紫とは違う概念であり、筑紫よりも狭い範
 囲を示す呼称であろう。また、「国生神話」にあ
 る筑紫島(未だ九州という呼び名の無かった時
 代の呼称)は四つの面を持っていて、筑紫・豊
 ・肥・熊襲の4国であって、まだ天孫降臨時点
 では日向国は熊襲国の中にあって日向国は存在
 していないという視点が必要であろう。

さらに、上の文中にある「天降る」の実態は
 天上から山頂に天降るといような、空想的・
 神話的な概念ではなく、高天原(注:対馬・杵
 岐を含む領域で天国の中心領域)の天の浮橋か
 ら「天の鳥船」に^{みさき} 乗移り、サルタヒコが出迎
 える笠紫の御前(岬)へと海上を進むことと理解
 すべきであろう。

これが『日本書紀』本文では筑紫を省略して、
 日向の襲の高千穂の峯に天降るとあって、日向
 の場所を示している。この天孫降臨地を日向国
 (宮崎県)に求める説は「筑紫=九州全体を示
 し、日向=日向国である」と拡大解釈するわけ
 で、『古事記』であれ『日本書紀』であれ、初め
 から成立しないのだ。

B : 「此地は^{ここ} 韓国に向ひ、^{からくに} 笠沙の御前(岬、^{みさき} 碕、
 崎等の陸地が海に突き出している地形)に
 真来通りて、朝日の直さず国、夕日の日照
 する国なり。かれ、此地は、いと吉き地」と詔
 りたまひて・・・

(講談社版古事記、アンダーライン部分は佐藤が加筆、以下同じ)

此地は、韓国に向って相対^{あい}している地であって、久士布流岳^{くしふるたけ}（多氣）を原点として見える風景は、笠沙の御前、壱岐、対馬、韓国（魏志倭人伝では狗那韓国）と一直線に延びている場所である。

C：ニニギの命に詔おほせて「この豊葦原水穂国は、汝知らさむ国なりと～」・・・

（講談社版古事記）

豊かな葦原の生い茂る「水田稲作の地＝水穂国」が新たな支配地であって、筑紫を中心とする北部九州が朝日の直刺す国、夕日の日照る国である。もっと具体的に云えば、高木の神と天照大神のこの地を統治せよとの命令で天降ったが、とうとう東から西に至る、板付や菜畑の豊饒な水田稲作地帯を手に入れることが出来た、とするものである。

上のA・B・Cから、この笠紫^{ひむか}の日向の「高千穂」は「高祖山連峰」であり、そのひとつの峯（岳）が久士布流多氣である。このように考えると臨場感があり、よりリアリティを持つ説話となる。これを、証明する物証（遺跡や遺物）が以下である。

（2）ニニギの命の死と葬送

ニニギの命が「天国^{あまこく}」から持ってきたと語られる「勾玉・鏡・剣」がセットで集中して出土する最古の地域にある、吉武高木遺跡（福岡市西区）は、1985年に発見された弥生時代中期初（紀元前1世紀中ごろ）の遺跡であり、勾玉・前漢鏡の鏡・銅剣のセットを持つほか、日本最古の王墓（木棺墓）から日本製絹布が出土している。

吉武高木遺跡の出土品

鏡：多紐細文鏡（前漢鏡） 1面
勾玉：翡翠製勾玉 1個
管玉 100個
細型銅剣、細型銅矛、細型銅劍、細型銅戈
国産の布（日本最古の国産の絹）

出典：『新・古代史発掘』1983-87新遺跡カタログ
朝日新聞社、1988年、62-64頁

この木棺の王墓の周囲には150基以上の甕棺が取り巻いている。この吉武高木の木棺墓がニニギ命の墓である可能性が極めて高い。『日本書紀』の本文では木花開耶姫（『古事記』では木花之佐久夜比売）が三人の子供を産んだ後、久しくありてニニギ尊は崩じた、と記すほかは詳細の記述はない。

ニニギ命等の墓（陵）

ニニギの命	記：記述なし 紀：筑紫日向可愛之山陵
ホホデミの命	記：高千穂の山の西 紀：日向高屋山上陵

ホホデミ命の在位580年は、倭国の二倍年暦であるから、一倍年暦では、290年で複数のホホデミ命が坐していたのであろう。古田説では、ホホデミは襲名であり、その墓が高祖山連峰（高千穂）の西にある平原・三雲・井原遺跡等であらうとする。

天孫降臨説話は「水田稲作地帯」の侵略と支配であって、この支配地は最古の水田稲作地である九州北部以外にない。講談社版古事記では「豊葦原水穂国」を単なる穀物の実る地として「笠沙の御前」を鹿児島県川辺郡笠沙町の野間岬であらうと記しているが、ここは天孫降臨の時間帯には未だ水田耕作などが為されている地域ではない。

すなわち、九州北部は天孫降臨の地として「説話」と「遺跡や遺物の物証」が一致しており、この一致は、天孫降臨説話が6～7世紀に作られた架空な物語ではなくて、「弥生という時間帯に九州北部（筑紫）の地」で語り継がれてきた事実であることを示しているのである。

2 倭建命の死と葬送

倭建命が如何なる人物なのかを『古事記』を通して分析した。以下はその概要である。

『古事記』の倭建命の「国思ひとその死」から概略を記す。

D ^{やまと}倭は ^{やまと}国のまほろば たたなづく ^{やまこも}青垣山隠れる ^{やまと}倭しうはし (31)

E ^{また}命の全けむ人は たたみこも ^{へくり}平群の山のくま白禰が葉を うずに挿せ ^{かし}その子 (32)

F 愛しけしや 我家の方よ 雲居立ち来も (33)
G 嬢子の 床の辺に 我が置きし 剣の大刀
その大刀はや (34)
歌い意へて、即ち崩りましき。

D～Gの歌謡で倭と平群が地名である。『古事記』の原文では、倭は【夜麻登】であり、平群は【幣具理】である。特に夜麻登を倭と訳するのは問題がある。夜麻登は地名であり、国名ではない。

倭建命の急死の知らせが届き、倭に居る后や御子たちが駆けつけるが、その倭建命の葬送の時の歌、四首は次のとおりである。

H なづきの田の 稲幹に 稲幹に 匍ひ廻ろ
ふ野老蔓 (35)
I 浅小竹原 腰なづむ 空は行かず 足よ行
くな (36)
J 海が行けば 腰なづむ 大河原の 植え草
海がはいさよふ (37)
K 浜つ千鳥 浜よは行かず 磯伝ふ (38)

この四首の「葬送の時の歌」を検討すると作歌場所は湿地帯や海岸であり、死して倭建命の魂が白い千（智）鳥となって飛び去っていくのだが、千鳥は主に干潟に住む鳥である。Kの歌のように「浜」「磯」との表記もある。

作歌場所が三重県鈴鹿市能煩野（鈴鹿山麓）とすると、そこは湿地や海岸ではない。叙情的に倭建命の魂が白鳥になって彼方へと飛び立っていくというイメージが強い。しかし、『古事記』原文では、単なる白鳥ではなくて白い千鳥（八尋白智鳥）なのだから、倭建命の死んだ場所は鈴鹿山麓の能煩野ではなく、海岸近辺や湿地帯である。その細部を示すのが上のHからKまでの四種の歌である。

講談社版古事記では、倭建命の倭や、倭姫命の倭、后や御子が坐している倭について「やまと」とルビがふってあるが、『古事記』原文のヤマト表記は「夜麻登」等の表音文字であって、倭「やまと」という地名があるわけではないし、倭は「ヤマト」ではなくて「ワ」・「イ」である。

すなわち、倭建命の本来の説話は「遠征を終えて、大歓迎をもって迎えられはるはずの平群【原文では幣具理】への帰還が、突然の死によって

一瞬にして悲劇となってしまった最高権力者の死。それを示すものが「崩」「后」の文字使用である。

- ① 「崩」とは天子や天皇及び皇后や皇太后の死にあたって用いる文字であり、太子や皇子に用いる文字ではない。
- ② 「后」とは天皇の正妻に用いる用語であって、皇子の妻等には妃でもって表される。

ちなみに推古天皇の死は「崩御」、聖徳太子の死は「薨去」であって、天皇と太子の位取りは厳しく峻別されている。講談社版古事記（P165）では「神として天に昇る意で天皇・皇族の死をいう」とあるが、粗雑な解説であると言ってよいだろう。

上の①、②から、倭建命は九州王朝の最高権力者というべき姿が浮かんでくる。こう理解して初めて、「今に至るまでその歌は天皇の大御葬に歌ふなり」の記述が生きてくる。やはり皇子では役不足であり、これは九州王朝の葬送歌なのだ。

『宋書』に記述の倭王武の上表文で、「昔からわが祖先（祖禰）は、みずから甲冑をつらぬき、山川を跋涉し、安んじる日もなく～」というように、天皇の親征が行われていたのであるが、その一端が垣間見られる説話である。

倭建命をヤマトの皇子とする説話にすりかえる接合方法が能煩野（鈴鹿山麓）での死であり、白智鳥となって河内国の志幾に飛び立つとする説話である。死した場所を筑紫からヤマトに変えることによって、ヤマトの皇子となった。

上の説話自体の元々のものは、“倭国古事記”とも云うべきものからの盗作とその転用であろう。これとって特筆すべきほどの事蹟がなかった景行記に倭建命をはめ込んだのが、現在の景行記である。

『日本書紀』では、HからKの倭建命の葬送の時の歌、四首はカットして記述がない。書紀の編纂者は、倭の海浜地帯を感じさせる倭建命の亡くなった場所の記事をカットして、鈴鹿山麓の能煩野（三重県鈴鹿）での30歳の死を強調したが、その死には天皇の死を意味する「崩」を用いている。倭（九州王朝）の天皇位を隠蔽し皇子としているのだ。この記事は、書紀編纂時

に新たに作成されたもので、それを示すものが、30歳の死と記述していることからわかる。というのも、古代日本のこの時代は二倍年暦であるが、書紀編纂者は古代の二倍年暦を知らずに、30歳の死と記述しているのである。

このように、ニニギの命の死が倭建命の死に盗用され、転用されたことがわかる。その際に盗用跡を修復するために挿入された説話が富士山（浅間神社）の主神である木花之佐久夜毘売（短命を暗示）^{*1}と石長比売（永久のシンボル）の姉妹の記述である。

倭建命の死した場所は、ニニギ命の墓と思われる吉武高木遺跡に近く、「山門」の地名が今に残る博多湾沿岸の室見川河口の近辺となろう。

本稿は、倭建命の死に関する記述のみであるが、倭建命の全般の記述は『東海の古代』第145号（平成24年9月）掲載の「倭建命/日本武尊考」に記しているので参考にされたい。

美濃国半布里の里の秦人

一宮市 畑田寿一

1 古代の美濃地方と半布里の里

岐阜県美濃国の東部地方は縄文時代から東の和田峠の黒曜石、北の下呂の下呂石など鋭利な刃物の原料になる石器の流通経路にあたり、関市の塚原遺跡は7千年前に遡ることができる。また、大垣市の金生山から産出する鉄鉱石を使った製鉄は4世紀まで遡ることができ、これは国内の製鉄は6世紀からとする通説を150年程度更新することになるが、残念ながらデータ不足のため市民権を得ていない。

「半布里」の里は岐阜県関市の東の里山が広がる農村地帯だったが、大宝2年（702年）に作られた戸籍が、偶然裏紙として再利用されたため、正倉院に保存されることになり、日本最古

の戸籍として注目されている。

この戸籍は最初のページの4戸分を除き全て残っていること、渡来人の秦氏の割合が他の箇所10倍も多いなど、他に無い貴重な資料である。今回は、その内の秦氏についての考察を行い、当時の渡来人の生活の実像に迫ってみたい。

2 日本への渡来人と秦氏

3世紀以降、中国の政情不安とこれに伴う朝鮮半島での混乱に伴い、大量の難民が西と南から日本に押し寄せてきた。これらの難民は持っている新しい知識・技術を提供することにより倭人部落に溶け込んでいったが、秦氏は独自の集落を作り民族的にあまり融合しなかった。

しかし、独自のネットワークを使って新技術の普及に努めた結果、日本国内の技術進歩に大きく貢献した。

試算では、8世紀の日本の総人口は560万人で、渡来人は80～100万人（15%）とされている。その内、秦氏は20万人（4%）居たとされており、渡来人の中で最大勢力であった。

3 美濃地方への渡来人の移住

通説では崇神天皇期（350年ごろ）四道将軍に付き添い大和から来たとされているが、夕田茶臼山古墳など3世紀前半に遡る遺跡があることから、もっと早く移住して来て、通説と逆に、大和王朝建国に際して尾張、近江と協調して貢献したと考えられる。

美濃の中央部には崇神天皇の弟の彦坐王の墓（宮内庁比定地）もあり、古くから大和王朝とは親密な関係にあった。

なお、半布里周辺には多数の古墳があり、その数は50基以上にのぼる。

4 戸籍からみた「半布里」の里の秦人の家族構成

(1) 人口

戸籍に残っている総人口は、1119名で、秦人、秦人部は425人（38%）である。

*1

かわあたちひめ
神阿多都比売の「阿多」は薩摩国阿多郡阿多郷で阿多の隼人の根拠の地であった。「神阿多都比売」は隼人の女神で、ニニギ命が隼人の女神を娶ったとするのである。～神阿多都比売の又の名としたのは隼人の女神カムアタツヒメにサクヤヒメの説話を結び付けるためである。このように講談社版古事記は記すが、ニニギ命と木之花佐久夜比売が出会ったところは筑紫である。

全国平均とされる4%に比べて10倍弱であり秦人が多く集まっていた。

図1 五保（隣組）ごとの氏族の構成

五保	氏族（戸数/人数）	戸数	人数
A	石部(1/17)	1	17
B	県主族(4/100), 物部(1/13)	5	113
C	県主族(2/40), 県造(2/57) 県主(1/21)	5	118
D	神人(1/20), 県主族(3/70), 守部(1/18)	5	108
E	秦人部(1/24), 秦人(4/70)	5	94
F	県主(1/13), 穂積部(1/30), 神人(2/37), 生部(1/16)	5	86
G	秦人(4/84), 秦人部(1/15)	5	99
H	県主(3/88), 神人(1/16), 秦人(1/13)	5	117
I	秦人(5/92)	5	92
J	秦人(4/78), 不破勝族(1/23)	5	101
K	県主族(2/50), 敢臣族(1/8), 県造(1/32), 県主(1/18), 秦人(2/49), 不破勝族(1/17)	8	174
11	合計	54	1119

(2) 社会階層

秦氏の社会階層は、「秦氏—秦人—秦人部—奴婢（どれい）」に分かれており他の氏族の社会階層と同じである。「秦氏」は支配者または資産家であり、「秦人」は労働者の中でも頭にあたり、「秦人部」は弟子にあたる。半布里での秦人と秦人部の人口比率は、10：1であった。半布里には秦氏はいないため、生産物の出荷などの取引は別の箇所で行っていた可能性が高い。

なお、奴婢を持っている家は秦人以外の在来氏族に限られ、裕福な家庭の象徴であったと考えられる。

(3) 家族構成

各家には戸主がおり、その下に家族がいる。総人数は多いところで40名以上おり、大家族であった。戸主は長男が成り、次男以降は結婚しても同じ戸の中に入っていた。

秦人、秦人部の家は比較的人数の規模が小さく、平均して20名程度であった。

(4) 婚姻

婚姻形式は「通い婚」で、子供は妻の実家におり、夫は通常は職場の近くで暮らして、休日には妻の実家に戻って子供と過ごしたと思われる。ただし、年を取ってくると一緒に暮らしていたことが伺われる。

秦人の家庭で辛人（朝鮮系渡来人）を妻にしたり、在来氏族が秦人を妻にしたりしているケースが見受けられるが、大半は同じ氏族間で婚姻をしており、混血はあまり進まなかったのではないかと推察される。

図2 五保Jの筆頭秦人都々弥一家の戸籍

戸主	都々弥(68)	嫡子	加良比止(32)	兵士
			大逢(9)	
戸主	弟 也呂都(61)	嫡子	由弥(25)	
			五百依(22)	
			百是(19)	
			奈理(16)	
		辛人	子 宇麻(8)	
戸主	妻 小倍志売(35)	子	比売(15)	
			恵止売(11)	
辛人	妻 秦人部 麻理売(35)	子	辛人 心売(2)	
	也呂都妻猪手売(50)			
戸主孫	阿加売(5)			
戸主姪	身(28)			合計17名

(5) 里刀自

遺跡から「里刀自」と墨書された須恵器が出土している。里刀自は里長の妻の別称で若い働き手が出稼ぎに行っている中、女性が共同作業が必要な農作業を取り仕切っていたことが伺われる。

5 秦人の職業（生業）

律令制度による口分田は人頭割りで土地が支給され、年貢が課せられていた。しかし、半布里では人頭割りで支給される土地は160町であるべきところ実際には120町程度しかなく、しかももう1つ里（60町程度）があった可能性が高い。

上記を基に計算してみると本来あるべき土地の半分しかなく、人口の半分は農業以外に従事していたことになる。

里には8世紀の住居跡（東山浦遺跡）も発見されているが、純粋な農家であり、産業に結びつく出土品はなく、従事していた職業は想定外の域をでない。

(1) 養蚕業

秦氏の代表的な産業であるとともに絹布の最高級品の美濃純（太きぬ）の産地としても古文書にあり、最初にあげられる産業であろう。

(2) 製紙業

美濃和紙は他の地域の和紙に比べて上質であり、産業の柱であったと考えられる。

(3) 製鉄と鉄製品

4世紀に美濃西部に南宮大社を創った氏族が美濃一体に広がり、大垣の金生山の鉄鉱石を使った製鉄を始めた。6世紀には琵琶湖から来た息長族がたたら製鉄を広め、11世紀には赤坂千手院鍛冶が関で刃物づくりを始め、現在に至っている。

記録によると、全国に374箇所兵器工房（雑工戸）があったが、その内、美濃に32箇所あった記録もあり、国内有数の兵器工場があったことが伺われる。

6 秦人の神社

秦人と最も関係が深いと言われている「新羅神社」は無いが、新羅神社の特徴であるイザナミ、イザナギの命を祀る「左久太神社」（主神：保食神、菊理媛命〈白山系〉）が里の北方にある。この地方は白山信仰（開祖：秦澄）が盛んで、神社の性格も白山系に統一されていたのではないか。

7 総括

5世紀から8世紀にかけて美濃国関地方は文化・経済の中心地であった。

製鉄には鉄鉱石のほかに、膨大な炭、耐熱性のある粘土が不可欠であり、美濃国関地方ではこれらが産業基盤として出来上がっていた。

秦人は重要な働き手として全国に例の無いほど密集する中、半布里はベットタウン的な性格を持っていたのではないか。

「兄弟」年号にかかる 『健軍大明神縁起』について

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

兄弟年号については、『二中歴』での藏知年号と兄弟年号の異説について、本誌177・178・180号（平成27年5・6・8月）で報告した。

そのなかで、新たに兄弟年号の史料と思われる文献『健軍大明神縁起』を知ったので、その状況を報告する。

1 健軍大明神縁起

『健軍大明神縁起』の文献は次のとおりである。

- ①『神道大系』神社編五十「阿蘇・英彦山」、274頁（画像1）

一、天照大神六代之孫神、神武天皇第二之王子阿蘇大神是也、

考是年號□□□考ルニ天正十年ナラン

兄弟天〇正五年十二月廿四日十^戊子

（昌）

ノ歳、保口國司阿蘇大明神四社之一社健軍ニ御建立被^レ成候、

- ②『新熊本市史』史料編 第三卷 近世Ⅰ、819頁（画像2）

一、天照大神六代之孫神、神武天皇第二之王子阿蘇大神是也、

考是年號考ルニ、天正十年ナラン（ママ）

兄弟天正五年十二月廿四日、十^戊寅

（ママ）

ノ歳、保昌國司阿蘇大明神四社之一社、健軍ニ御建立被^レ成候、

原文は同じであるが、翻刻する時に解釈が異なっている。主要な相違点は、干支が①では「戊子」、②では「戊寅」と異なることである。^{*1}

*1 異なる干支となった事例として、天野信景著『塩尻』の書写本「内閣文庫百巻本」がある。その一文「皇年代記抜抄」で「壬寅・戊寅・甲寅」を「壬子・戊子・甲子」と誤書写している。翻刻本の日本随筆大成『塩尻』皇年代記抜抄と『二中歴』、『如是院年代記』とを比較、及び六十干支コードで対比すると明確に誤書写と判明する。

（別紙参照。詳細は「東海の古代」95号・平成20年7月）

画像 1 『神道大系』

健軍大明神縁起^(縁)

一、天照大神六代之孫神、神武天皇第二之王子阿蘇大神是也、
 兄弟天^{考是年號}正五年十二月廿四日十^{考ルニ天平十年ナラン}戊子ノ歳、保^(昌)國司阿蘇大明神四社之一社健軍ニ御建立被^レ成候、

画像 2 『新熊本市史』

健軍大明神縁起

一天照大神六代之孫神、神武天皇第二之王子阿蘇大神是也、
 兄弟^{是年号考ルニ、天平十年ナラン}天正五年十二月廿四日、十^(ママ)戊寅ノ歳、保昌國司、阿蘇大明神四社之一社、健軍ニ御建立被成候、

これは原文の書写体を「子」又は「刀（寅の略字）」と判読されたと思われるが、どちらの干支が正しいか不明である。

ただ、『神道大系本』には、傍注に「□□□、（昌）」とあって、原文を修正せずにそのまま残している。かつ、『新熊本市史』では「(ママ) 戊寅」としていることから、『神道大系本』がより原文に近い翻刻かと思われる。

「天正五年十二月廿四日」を削除すると、「兄弟^{戊子}ノ歳」または「兄弟^{戊寅}ノ歳」となり、兄弟年号の史料となる。これらを『二中歴』年代歴の兄弟元年（戊寅）により整理すると表1のとおりである。兄弟十年に基づいて年号経過の模式図を作成すると、「蔵和」年号側が権力を掌握したと思われる。

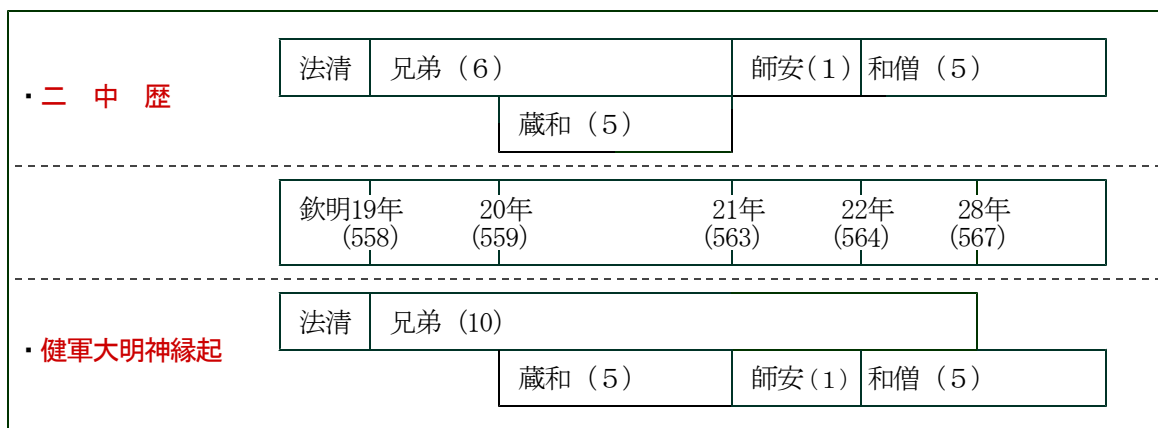
2 考察

『二中歴』では権力を掌握したのは「兄弟」年号側（本誌178号、平成27年6月）としたが、『健軍大明神縁起』では「蔵和」年号側となる。今後の検討課題である。

表1 健軍大明縁起「兄弟」年号表

文献	翻刻記事	年数により整理	干支により整理
神道大系	兄弟十戊子ノ歳	兄弟十年丁亥 (和僧三年)	兄弟十一年戊子 (和僧四年)
新熊本市史	兄弟十戊寅ノ歳		兄弟元年戊寅 (兄弟元年)

模式図 兄弟十年にかかる年号経過模式図



(第193号(9月号)のつづき)

天武天皇の不思議(2)

一宮市 竹蔦正雄

3. 天武天皇への道

(1) 百済国の滅亡

百済は斉明6(660)年7月に唐・新羅の連合軍に敗れ、百済の義慈王が唐の捕虜になった。

しかし、百済に残った鬼室福信が奮戦して、新羅を破り幾つかの城を取り戻した。同10月に、佐平鬼室福信は倭国に使者を派遣し、援軍の要請と王子余豊璋の送還を要請して来た。

要請を受けた倭王(筑紫君薩野馬か)が難波宮の大海人皇子と斉明朝に豊璋の送還を命じた。これを受けた大海人皇子と中大兄(翹岐)は斉明朝全員で豊璋を送って、筑紫へ出向く事になった。この時、年老いた斉明天皇が同行せねばならなかったのは、中大兄には百済救援のために近畿の兵力を動かす資格がなく、斉明天皇の力を借りねばならなかったからである。

(2) 大海人皇子の筑紫帰朝と白鳳改元

斉明7(661)年、大海人皇子は豊璋、斉明天皇

と中大兄を伴い筑紫への帰還の途に就いた。途中、斉明天皇は大海人皇子の子を産んだ大田姫皇女の養生の為、伊予の熟田津の石湯行宮に留まった。

一方、大海人皇子は豊璋・中大兄を伴って、2月上旬、先に筑紫に帰還した。

そして、百済の福信に豊璋の筑紫到着を知らせた。その知らせを受けた福信は王子紵解(豊璋)の帰国要請の上表文を直ちに送ってきた。4月初めに、使者は筑紫に到着した。

休養を終えた斉明天皇は3月25日に榑大津に到着し、磐瀬行宮を経て、5月9日に朝倉橘広庭宮に移り住んだ。

しかし、斉明天皇は7月24日に朝倉宮で崩御した。天皇の喪儀を済ませた中大兄は8月1日に天皇の柩に付き添って磐瀬宮に着いた。

この斉明天皇の喪儀を朝倉宮で行った時の記事にも、即位の時と同様な不思議な記事がある。次の文である。

(斉明七年八月甲子朔)是の夕に、朝倉山の上に、鬼有りて大笠を着て、喪の儀を臨み視る。衆、皆嗟怪ぶ。 (新編『書紀』③、243・244頁)

この朝倉山の上に現れた、大笠を着けた鬼とは、斉明天皇の即位の様子を窺った唐人と同じ

で、大海人皇子のことである。

このように、斉明7(661)年は、齊明天皇が崩御した年であるにもかかわらず、九州朝では「白鳳」に改元している。この「鳳」とは「聖人出現に应じる鳥」であり、瑞祥を表す鳥である。つまり、大海人皇子の筑紫帰朝を祝って、小鳥の「雉」を大鳥の「鳳」に替えて、改元したのである。

(3) 白村江の敗戦

齊明天皇を失った近畿朝を中大兄が称制した。その称制行為は次の通りである。

- ・翌8月、前将軍を阿曇比羅夫連、後将軍を阿倍引田比羅夫とした2軍の百済救済派兵を決めた。
- ・9月、長津宮で兄豊璋に織冠を与え、百済で前の2軍を指揮できるようにし、百済に還した。
- ・天智称制元(662)年5月、大將軍阿曇比羅夫連等に船軍170艘を率いさせ、百済国に送り、宣勅により豊璋らに各々の位を継承させた。
- ・同12月、百済王豊璋・佐平福信・狭井連・朴市田来津らが協議して州柔城を空け、避城に移す。この時、田来津は敵地に近いと反対した。
- ・天智称制2(663)年2月、新羅が百済を攻め、徳安城等の要地を取った。避城は新羅に近いので州柔城に引き返した。田来津が言った通りであった。
- ・同6月、百済王豊璋は福信の謀反を疑い殺す。
- ・同8月13日、新羅は、百済が福信を殺したのを知り、州柔城攻略を謀った。
- ・同17日、新羅が州柔に到着し、唐軍が白村江に船軍170艘を配置した。
- ・同27日、最初に到着した日本の船軍と大唐の船軍とが交戦し、日本が負けて退いた。
- ・同28日、再び日本の中軍が進撃したが、大唐軍に左右から船を挟み込まれ、大敗した。この時、百済王豊璋は船に乗って高麗に逃げ去った。
- ・同9月7日、百済州柔城が唐に降伏した。
- ・同24日、州柔の地を脱した日本の船軍と百済の国民等が互礼城に到着した。翌日に、出航して日本に向い始めた。

(4) 大海人皇子の近畿への避難

唐・新羅の連合軍に敗れた大海人皇子は唐の進軍を恐れ、直ちに近畿に避難し、中大兄の弟と称して明日香宮(川原宮)に入った。それを表すのが次の文である。

(天智称制)三年春二月己卯朔の丁亥に、天皇、大皇弟に命して、冠位の階名を増し換ふること、及氏上・民部・家部等の事を宣ふ。

(新編『書紀』③、263頁)

「大皇弟」の名は、ここが初見である。この時、大皇弟＝大海人皇子は43歳の大成人であった。しかし、この大成人は乙巳の変(24歳)、難波から明日香への遷都(32歳)、白村江の戦い(42歳)に於いて一切、その姿を現していない。これが今まで述べてきた、大海人皇子が近畿朝の皇子でなく、九州朝の皇子である証である。

予期した通り、3年5月に唐の朝散大夫郭務悰らが筑紫に進軍して来て駐在した。この郭務悰らの進駐は毎年繰り返され、天智10(671)年12月に天智天皇が崩御し、その報告を受けて帰国した天武元(672)年5月まで続いた。

大海人皇子は近畿への避難から郭務悰の進駐が終った約9年の間、政治の表面に出ることなく、九州朝の皇子である事を隠し通した。

(5) 中大兄の天皇即位

661年7月の齊明天皇崩御から668年正月の天智天皇即位まで近畿皇位は空位となった。

これは皇太子とされた中大兄が韓人であり、皇位継承の資格がなかったからである。

しかし、全くの空位ではなく、齊明天皇の娘で、孝徳天皇の皇后であった間人皇女が「中継ぎの天皇」として継承していた。それが、「東海の古代」第181号(2015年9月号)の拙稿『万葉集と九州王朝』の中で示した「中皇命」である。九州朝・大海人皇子と近畿政治的同盟評議会は中大兄を皇位に就かせることができず、間人元皇后を「中継ぎの天皇」にしたのである。

白村江で敗戦した大海人皇子は唐の糾弾を避けるため中大兄を押し立て、自身は背後にいた。その中大兄は皇位就く資格ないので、皇位を継いだ間人元皇后の摂政を務めた。それは、間人大後の薨去(665年2月)後も続いた。

中大兄は、667年2月に齊明天皇と間人皇女と

の合葬を済ませたのを機に、都を近江に遷すことにした。これは中大兄自身が天皇になる為であるが、韓人であることが知られている明日香の地での即位には抵抗や、支障が多くあるので遠く離れた近江への脱出を計ったのである。庶民の抵抗の様子が天智6(667)年3月の条にある。

三月辛酉朔の己卯に、都を近江に遷す。是の時に、天下の百姓、遷都することを願はずして、諷諫むく者多く、童謡亦衆し。日々夜々、失火の処多し。
(新編『書紀』③、271頁)

しかし、中大兄は、翌668(天智7)年正月に近江宮で即位し、天智天皇になった。

天智即位後、大海人皇子は天智天皇に従った。それは、天智7、8年の5月5日に蒲生野と山科野で行われた薬獵に従ったり、同8年10月15日に藤原(鎌足)内大臣の家に遣いして、大織冠と大臣の位を授けたりしていること分かる。これに対し、天智天皇は大海人皇子を東宮(皇太子)として待遇し、融和と安定を図った。

また、天智天皇は、同8年に更なる安定を得る為に百済から亡命した「佐平余自信・佐平鬼室集斯等男女七百余人を以って近江国蒲生郡に遷し」置いて、彼らを役人にした朝廷を建てようとした。

同9年2月に「時に天皇、蒲生郡の^{ひさのの}逢野に幸^{いでま}して、宮地を^{みそこな}観はす」とあるのが、これである。

(6) 壬申の乱

近江大津宮の天智朝も3年が過ぎ安定した。天智天皇は大海人皇子との融和の為に皇太子としたが、やはり身内での継承を図り、策を講じた。

天智10(671)年正月5日、息子・大友皇子を太政大臣に、蘇我赤兄を左大臣に、中臣金連を右大臣にした。この他に蒲生郡に居住させている百済人達に冠位を授けて、百済朝を作る準備を合わせて行った。

同年9月、平穏に過していた天智天皇が発病した。病は重くなった。

同年10月17日、大海人皇子を呼び後事を託すと言ったが、大海人皇子はこれを断った。蘇我入鹿殺害の時の様な陰謀を感じた事と、現状で

引き継ぐ事は天智構想の百済朝を引き継ぐことになるからである。

同年10月19日、大海人皇子は出家隠遁を装い吉野に入った。

同年11月23日、近江に残った天智朝の重臣5人は大友皇子に忠誠を誓った。

同年12月3日、天智天皇は崩御した。天智天皇の死は同年11月に白村江の戦いで捕虜になっていた筑紫君薩野馬ら4人を筑紫に送って来た郭務悰らに告げられた。郭務悰らは白村江の戦いの責任者が死亡したとして、唐へ帰った。

天智天皇が死に、郭務悰らが帰り、唐の脅威がなくなっても九州に帰れない大海人皇子は近畿で政権を立てようとした。この計画は白村江の敗戦の後、近畿へ避難した時からの考えであった。

そして、その政権は百済色の強い天智朝の継承ではなく、九州朝その物でなければならなかった。

つまり、天智天皇の遺児である大友皇子の近江朝を倒しての近畿九州朝政権の樹立である。

大海人皇子の、この計画の実施が『壬申の乱』である。そして、『壬申の乱』は成功し、673(天武2)年2月27日、大海人皇子は明日香浄御原宮で即位し、天武天皇になった。

(7) 唐との国交再開に向けて

663年白村江の戦いにより百済国が滅亡した後、668年高句麗も滅亡し、半島は新羅・唐により支配された。その8年後の676年に新羅は唐を追い出して半島を統一した。「統一新羅」の建国である。

新羅は北の唐と南の倭国の双方に備えねばならなくなった。新羅は倭国との敵対を止め、通交を再開してきた。元々、九州朝は親新羅であり、九州朝出身の天武天皇にとって新羅との通交は何の問題もなかった。

天武天皇は新羅との通交を通し、唐との通交の必要を感じ始めた。その通交の為には国の歴史書である『国書』の作成が必要になり、681(天武10)年3月に川島皇子らに詔して「帝紀および上古の諸事を記定め」させた。また、この前後に国号を「倭国」から「日本国」に改名した。因って、720年に完成した歴史書に国名「日本」が冠され、『日本書』が完成した。しかし、帝紀

のみであったので『日本書紀』と呼ばれる事になった。

天武天皇は、この『日本書紀』の作成に当たり、自分の出自と九州王朝の痕跡を消すよう命じた。そして出来上がったのが、近畿・大和を中心とした「神代より代々を一系とした天皇家」の歴史書であるところの『日本書紀』である。

4. まとめ

九州朝の天王であった欽明が近畿朝に移り天皇になった後、系族により九州系近畿朝は維持されていたが、蘇我氏の台頭により揺らぎ始めた。蘇我蝦夷・入鹿は天皇家の振る舞いを行った。そんな折、百濟から亡命して来た百濟王子翽岐が九州朝から派遣されていた軽皇子及び中臣鎌足と謀って蝦夷・入鹿親子を殺した。乙巳の変である。この変により軽皇子が天皇・孝徳になり、九州系朝ができ、大海人皇子が後見人として小郡宮に入り、後に味経宮に入った。

しかし、近畿朝を自分のものにしたい中大兄(翽岐)は孝徳天皇の死後、皇極を重祚させ斉明天皇とし、傀儡朝を作った。この重祚は韓人・中大兄に資格がないからである。

大海人皇子は斉明天皇の即位を見届けて、一旦筑紫に引き揚げたが、百濟が唐・新羅の連合軍に敗れ、百濟王義慈が捕虜になり、百濟王子豊璋が百濟救済を要請した為、近畿朝と九州朝は和解することになり、再度近畿入りした。この時、中大兄は大海人皇子に娘の大田姫皇女と菟野皇女を和解の証として嫁がせた。

そして、百濟救済を行ったが白村江で大敗し、大海人皇子は近畿へ避難した。ところが、父親が捕虜になっている今、唐に自分の存在を知られる訳にはいかず、中大兄の天皇即位を認め、従った。しかし、天智天皇の百濟朝を引き継ぐことが出来ない大海人皇子は九州朝を復活させるために、『壬申の乱』を起こした。

『天武天皇の不思議』を解くには、「天武天皇は九州朝の皇太子だった」と理解すればよいのだが、天皇になった天武は唐との国交を回復するに当り、それを隠さねばならなかった。

即ち『日本書紀』は天武天皇の出自隠しと皇位継承の正当性を表す為の日本国の歴史書である。

「年代歴」の法清の細註

名古屋市 石田敬一

1 『二中歴』の位置づけ

もう一度、『二中歴』の位置づけを復習しましょう。

『二中歴』は「しょうちゅうれき掌中歴」と「かいちゅうれき懷中歴」の2つを合わせて編集したものです。2つの歴を合わせたところに二中歴の名の由来があります。

『二中歴』の編者は不明ですが、「掌中歴」と「懷中歴」は、みやしたためやす三善為康(貴族・算道家、1049～1139年)によるものです。「掌中歴」は、百科全書である源為憲の『口遊』を増補したものとされます。『口遊』は歌にして覚えやすくした児童向けのいわば教科書で、今でも私たちが掛け算を覚えるために使っている暗唱句の「九九」も収録されています。

『二中歴』は、鎌倉初期の健保六年(1218年)の成立とされ、当時の貴族や知識人の参考図書です。現存する唯一の古写本は、加賀藩・前田家に所蔵の鎌倉時代に書写された尊経閣文庫本です。表題に「歴」とあるように、内容は、時代別、項目別に様々な「歴」が所収されています。たとえば、時代別ですと「神代歴、人代歴」などです。項目別では、「皇后歴、女院歴、公卿歴」などに分けられています。中でも注目されるのが「年代歴」です。

というのも、『日本書紀』によれば、年号は大化、白雉、朱鳥があつて、大宝から年号が連続することになっています。ところが、「年代歴」では、継体年号から見知らぬ年号が並んでいるのです。「人代歴」の継体天皇のところにも、「この時に年号が始まる」と記されており、年号に関する常識が『日本書紀』の記すところと異なるのです。これはなぜだろうと興味が湧きます。

2 繰り返し符号「ㄋ」

「年代歴」における年号が羅列される中で、継体から数えて8番目に法清年号があります。その細註には、次のように記されます。

法文ㄋ唐渡僧善知傳

(「年代歴」法清四年元甲戌の細註)

この記事の意味するところについて、一般的には「法文」唐渡は、「」を「自」や「従」などに変えて「法文自唐渡」や「法文従唐渡」の誤写として、「法文が唐より渡る」と解釈されています。私は、「先師の教え」から、これは適切なアプローチではないと考えます。「法文」は、そのまま文字を変えずに解釈すべきものと思います。

この記事の「法文」の法は、ここに記された年号の法清の法と同じく、仏の教えである「仏法」の法であり、文は「文書」のことですから、「法文」は当然のことながら仏の教えを記した文書を意味しているでしょう。

次に、繰り返し符号「」は、直前の文字である「文」を繰り返したものでしょう。ただ、それが本当に直前の文字「文」の繰り返しかどうか、念のため確認します。

というのも、奈良時代の繰り返し符号の使い方は、現代のそれとは違い、『出雲国風土記』の国引き説話では、次のとおり記されます。

三身之綱打挂而、霜黒葛闇々耶々爾、河船之毛々曹々呂々爾、國々來々引來縫國者、自去豆乃折絶而、八穂迹支豆支乃御埼。

三身の綱を打ち^{かけ}挂て、霜^{しも}黒^{くろ}葛^かが^{ずら}闇^くる^やく^るや^くる^やと巻くように、河船が毛^も曹^そ呂^ろ毛^も曹^そ呂^ろと戻るように、「^くに^こく^にこ国来国来」と、引き来して縫^{ちか}える国は、去^こ豆^すの折絶よりして、八穂^{ちか}迹^か支^ち豆^か支^かの御埼なり。

(読みは泉城による)

つまり、「闇々耶々」は「闇闇耶耶」のように直前の文字を続けるのではなく「闇耶闇耶」のように表すのです。同様に「毛々曹々呂々」は「毛曹呂毛曹呂」、「国々來々」は「国来国来」です。とすると、「法文」は「法文文」ではなく「法文法」の可能性があるかもしれません。

しかしながら、「年代歴」では、該当部分とは別に「**已上八十四年」号世一代**」に繰り返し符号「」があります。この「」は直前の文字である「年」のことで「号」と合わせて「年号」で間違いなさそうなので、これを重視すれば「法文」の「」は、やはり1文字前の文字「文」の繰り返しで「法文文」をあらわすと捉えるのが適切です。

これまでの古代史学では、他の細註が「自唐」や「従唐」とあるので「」は誤写ということ

で片付けられ、「法文が唐より渡る」と解釈されてきたのです。誤写として逃げるのではなく、先師古田武彦の教えに即して、きちんと問題に向き合うべきです。

さて、法清の記事をどのように考えるかです。「年代歴」の細註を具体的に比較することで見いだせると思います。

3 細註の比較

「年代歴」の細註を具体的に比較してみましょう。

- A 法清四年元甲戌 法文」唐渡僧善知傳
- B 端政五年己酉 自唐法華經渡
- C 定居七年辛未 法文五十具従唐渡
- D 仁王十二年癸巳 自唐仁王經渡仁王会始
- E 僧要五年乙未 自唐一切經三千余卷渡

Aは該当の細註です。

B～Eも「年代歴」の細註です。これらの細註には、2つの問題点があります。

1つ目の問題は、B、D、Eは、「自唐」+お経の種類+「渡」の文型であり、これらは唐よりお経が渡ったことを意味していると思います。異論はないでしょう。Cは「法文」+「五十具」+「従唐渡」の文型であり、構文の形や文字「自」と「従」の違いがあるものの、これも、やはり法文に関わる五十の仏具が唐より渡ったことを意味していると思います。Aは「法文」+「文」ですから、このCの文型とやや似ています。ただ、Cは、「法文」と「従唐渡」により成り立ち、法文が唐より渡る意味であるのに対して、Aは「法文」と「唐渡」であり、「従唐渡」ではありません。

したがって、AをCと同じ意味合いと理解するのは無理があります。「」を「従」や「自」に勝手に読み替えるのは誤りです。

2つ目の問題は、法清は6世紀半ばにあたると思われませんが、この時代には、唐の国が存在しません。これをどう捉えるかです。

区分	年号	西暦	備考
A	法清四年	554年	南北朝
B	端政五年	589年	隋
C	定居七年	611年	581～618年
D	仁王十二年	623年	唐
E	僧要五年	635年	618～690年

隋は581～618年、唐は618～690年ですので、Bの端政五年（589年）は唐の時代ではなく隋の時代です。ところが、『日本書紀』では、隋の国を認めず一貫して唐であるという立場で記述され、推古十六年、十七年、二十二年、二十三年、三十一年の記事の22箇所¹に書紀編者の意志が入り、「隋」は「大唐」又は「唐」に書き換えられています。ただ一つ、推古二十六年（618年）に高麗の使者の言葉の中で使われている「隋煬帝興卅萬衆攻我」（隋の煬帝が三十万衆を興して我を攻めた）の記事だけは例外として「隋」が使われていますが、これは高麗の使者の立場の発言ですので、「隋」を「唐」に変えずにそのまま記述しています。これ以外は、「隋」ではなく「大唐」又は「唐」とあります。

当時の中国は隋の時代であるにもかかわらず、書紀編者は、隋を国として認めない立場で隋を抹消し、これを唐とする認識で記述しているのです。「年代歴」の編者もこれに倣い、隋を認めず、隋の時代でありながら、B、Cを唐の国として記述しているのかもしれませんが。

これに対して、Aの法清（554～557年）は、隋の時代よりさらに前の時代である南北朝（宋、遼）になります。したがって、少なくとも、Aの唐は、国名の唐をあらわすものではなく、一般名称の中国として使われていると考えられます。

つまり、法清の細註である「法文、唐渡僧善知傳」は、「法文の文書」と「中国に渡った僧の善知の伝」の意味であり、「法清年号の時に法文が文書になった」ことを唐渡僧の善知が伝えているという意味でしょう。

「年代歴」の明要（541～551年）の細註には「文書始出来結繩刻木止了」とあります。つまり、年号について、これまで行ってきた結繩刻木により年数や暦を数えるのを止めて文書で行うことを始めたというのです。そして、この数年後の法清の時代に、法文も文書になったと理解すれば合点がいきます。

4 唐渡僧善知

私は、法清の細註について、唐渡僧の善知が法清の時に法文が文書になったと伝えていると解釈します。

さて、この中国に渡った僧善知は、記紀には

登場しませんが、一体だれでしょう。これまで誰もこの人物について研究されていないと思いますので、この僧善知はどのような人物か検証しましょう。

僧善知は法清年号の制定時期の人物と捉える考え方もありますが、「傳」に注目すると、「年代歴」の執筆時点において、僧善知が法清の時代に法文が文書になったと伝えているとの理解が妥当のように思われます。「年代歴」の編者はもちろんのこと、読み手である当時の公爵や知識人にも分かる人でしょうから、執筆当時にはよく知られていた僧のようです。

先に示したとおり、「年代歴」の該当の細註であるA以外については、B～Dのとおり「傳」はありません。

A	法清四年元甲戌	法文、唐渡僧善知傳
B	端政五年己酉	自唐法華經渡
C	定居七年辛未	法文五十具從唐渡
D	仁王十二年癸巳	自唐仁王經渡仁王會始
E	僧要五年乙未	自唐一切經三千余卷渡

B～Dは、それぞれの年号の時に唐よりそれぞれのお経などが渡ったという事実を伝えているのに対して、この「傳」は、唐渡僧の善知が伝えるところによれば、ということの意味しています。つまり、僧善知が伝えるところによれば、法清年号の時に法文が文書になったと記したのだと思われま

す。僧善知は、「年代歴」が所収されていた『掌中歴』の執筆時点である平安時代末期から『二中歴』の執筆時点である堀河天皇（1086～1107年）の11世紀の時期に知られた人物と考えられます。有名な僧ならば、この時代の「宋」又は「遼」の史料にその名が残っているはず

です。同時代の中国史料『遼史』の大康九年（若しくは太康九年、1083年）の記事に僧善知が登場

（十一月）甲寅、詔僧善知、**讎校高麗所進佛經、頒行之。**（中華書局版『遼史』289頁）

この記事は、中国の北部に建国され、満州からモンゴル高原東部までにおよぶ帝国を築き上げた遼（916～1125年、契丹の時期を含む）の孝文皇帝（道宗、1055～1101年）が僧善知を詔して、高麗（918～1392年）を讎校^{しゅうこう}するため仏教

を進め、これを広く頒布したとされる記事です。讎校は「誤りをただす」意味とされますので、遼の皇帝の詔により僧善知が高麗の誤りを正すために仏教を所進し頒布したということでしょう。

当時、中国(遼)と日本とは正式な国交はなかったものの、太宰府の長官であった大宰権帥ごんのぞちの藤原伊房これふさ(公家、1030～1096年)は遼と私貿易を行っており、交流があったことは確かです。伊房は、国禁の私貿易を行ったため、寛治八年(1094年)に降格・停職させられた記事が朝廷の職員録である『公卿補任』くぎょうぶにんに次のとおり載っています。

寛治八年

權中納言 正二位同伊房六十五

二月二十五日坐事降位停職。貶一級為従二位。停中納言。

(国史大系第9巻『公卿補任』三百六十一頁の上段)

僧善知は、中国史料『遼史』に名を残しており高僧であったと思われます。

「年代歴」の細註が書かれた時期が、大康九年の頃であるならば、この『遼史』の記事にある僧善知が「年代歴」の細註の僧善知である可能性があると考えられます。

となると、「法文」唐渡僧善知傳については、11世紀の終り頃に中国(遼)に渡り高麗に仏教を広めたとして知られた高僧の善知の伝では、法清に法文が文書化されたとして、「年代歴」の細註に記されたのではないかと私は推測するのです。

前回の例会の内容

■ 『二中歴』年代歴の「兄弟、蔵和」年号

瀬戸市 林 伸禧

「此年老人死」の老人は老人星のことである。老人死とは老人星が見えないことで内乱を意味するので、年号が重複したのは政権分裂があったのである。

■ 「兄弟」年号にかかる『健軍大明神縁起』について

瀬戸市 林 伸禧

『二中歴』では兄弟年号の期間は六年であるが、この縁起では兄弟年号の期間を十年とする。どちらの史料の記事を重視するか検討課題である。

■ 九州の旅の報告

安城市 山田 裕

本年6月から9月までの3ヶ月間にわたる九州の滞在で得られた現地情報を披露した。

■ 侏儒国について

名古屋市 石田敬一

『魏志』倭人伝の侏儒国と『後漢書』倭伝の朱儒国は、女王国からの方角・距離の記述が同じであるので同じ国である。中国史料の記事と遺跡から発掘された小人の人骨さらには鉄と朱が豊富な砂鉄浜の存在から種子島の可能性が高い。なお、種子島の音読みは「シュシ」であり侏儒国の名の「シュジュ」と近似である。

■ 拘奴国について その4

名古屋市 石田敬一

拘奴国の「奴」は後置修飾語であって「拘」が本来の国名である。「拘古智俾拘」(狗古智卑狗)は、「拘」の国の「古智」の「彦」であり「古智」は卑弥呼の時代に繁栄した荒神谷遺跡や西谷遺跡のある旧出雲郡河内郷である。

■ 次の会報誌の投稿締切り

11月30日(水)

投稿先: furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

例会の予定

■ 今月の例会

(1) 日時 11月13日(日) 13:30～17:00

(2) 場所

名古屋市市政資料館 第4集会室

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

(3) 参加料 500円 (会員は不要)

(4) 交通機関

・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分

・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分

・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分

・市バス「清水口」、南西徒歩8分

・市バス「市役所」、東徒歩8分

(5) 駐車場 市政資料館: 12台+α収容(無料)

■ 来月以降の例会日

12月18日、1月15日

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を25部用意ください。